

(その 138) 心配事・悩み事一つ一つ解決していくこれが私の「終活」(2017.3)

一人暮らしの R さん(70 代・女性)は数年前に家や家財道具を処分・整理して川崎市内のグループホームに入居しました。広いリビングで入居者のお仲間さんたちと食事やおしゃべりができるし、スタッフさんもみんな親切で、まずまず快適です。それでも R さんには気がかりなことがあります。

一つは自分が亡くなった後、財産はどうするのかということ。二つ目は自分の葬儀や入居している部屋の後片付けなどは誰に頼んだらいいのかということ。

子のいない人の遺産は兄弟姉妹、場合によっては姪や甥が相続できます。でも遺言書でそれ以外の人を相続人に指定することで、その人に財産を残すことも一つの方法です。

「お世話になっているグループホームの維持管理に役立ててほしい」という R さんご本人の意思を尊重して、財産の一部を遺贈する遺言を作成しました。

しかも「私が死んでからではなく、今すぐ必要なお金を有効に役立てて」と R さんは生前贈与に前向きです。

現在、相談センター所長と行政書士が、R さんの葬儀やその他もろもろの手続きを引受ける内容の、死後事務委任契約を準備しているところです。同じような悩みを持つ入居者 Q さん(80 代・女性)は、着々と心配事を解決していく R さんに影響を受け、遺言書と死後事務委任契約を検討しています。

夫(または妻)が亡くなった。子どもがいない。または子どもと疎遠……。高齢になるほど自分の世話を誰がしてくれるのか心配になります。家族以外でも信頼している人がいれば、その人に自分の後見人になってもらうことができます。しかも後見人は複数がなれます。

身内が高齢や病気で後見を頼めないという方も、ぜひご相談ください。相談センターは、皆さんが亡くなるまでお守りします。